

亀岡市人権尊重推進条例（解説版）

前 文

市の取組

人権とは、全ての人々が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人一人の不断の努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。

本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言（現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言）を宣言するとともに、同和問題（部落差別）の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重及び亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまちに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。

その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例（平成14年亀岡市条例第29号）、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年亀岡市条例第16号）、亀岡市子どもの権利条例（平成30年亀岡市条例第50号）を制定したほか、亀岡市パートナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性、犯罪被害者、障害者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての人々の人権が尊重される社会の実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。

国の取組

国においては、2016年以降、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。

課題

しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等を理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。

市としての決意

全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障害者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、積極的に行動していかなければなりません。

このような共通認識の下、私たちは、一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意をここに表明し、この条例を制定します。

【解説】

前文では、条例制定の背景や趣旨について記述しています。

第1段落では、「人権」を分かりやすい表現で説明することで、市民等及び企業等が人権に対する認識を深められるよう冒頭に記述しています。

第2段落では、これまでの本市の人権に関する取組として、1955年の亀岡市「世界連邦平和都市」宣言、現在の亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言を宣言するとともに、同和問題の解決を目指した取組を中心に行ってきたこと、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重や、亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまちに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきたことを記述しています。

第3段落では、これまでの取組の成果として本市の具体的な取組を記述しています。

第4段落では、国の取組として、2016年以降、人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）、アイヌ施策推進法、LGBT理解増進法の施行など、差別解消に向けた取組が進められていることを記述しています。

第5段落では、今日における課題として、これまで取組を進めてきたにもかかわらず、現在においても様々な分野で人権侵害が発生していること、また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い発生する新たな人権問題など、複雑で多様な人権問題を解決していくことが課題であることを記述しています。

第6段落では、本市の方向性として、市民一人一人が人権問題について正しい理解と認識を深め、その上で「不当な差別を許さない」「不当な差別をしない」の視点に立ち、あらゆる人権問題を解決するという意識を持って行動していく必要があることを記述しています。

第7段落では、本市の決意として、上記のことを踏まえ、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していくため、この条例を制定することを記述しています。

※「不当な差別」とは、正当な理由なく、特定の属性（社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等）を理由として、政治的、社会的、経済的及び文化的活動の参加を拒否すること、それらの参加に当たって場所や時間帯等を制限すること、若しくは当該属性を持たない者に対しては付さない条件を付すこと等、又は特定の属性を持つ者に対して、当該属性を理由として、著しく侮辱すること、若しくは地域社会から排除することを煽動すること等が想定されます。

※「正当な理由」とは、その行為が客観的に判断し正当な目的下で行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合は「不当な差別」にはなりません。正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに権利利益（安全の確保、損害発生の防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

【解説】

市の責務や市民等・企業等の役割をこの条例に明記すること、そして、人権施策の推進に関して必要な基本的事項を定めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的として規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【解説】

この条例で使用する用語の定義を規定しています。

(1)市民等

市内に住んでいる人、市内で働く人、市内に通学する人、そして一時的に滞在する人（例：観光客等）を市民等としています。

(2)企業等

営利又は非営利にかかわらず、市内で事業活動を行っている個人、法人、その他の団体を企業等としています。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。

【解説】

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、すべての人が生まれながらに基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識が必要です。

その認識の下、人権尊重のまちづくりは、すべての人が置き去りにされることなく、人権が尊重される社会を実現することを目指して行わなければならないことを規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

【解説】

市は、この条例の目的達成のため、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を積極的に進め、全ての人が人権意識を高揚できる施策を実施していくことを規定しています。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。

【解説】

市民一人一人が、人権尊重のまちづくりの中心的な存在であることを位置付け、あらゆる場所において人権意識の高揚に努めていくとともに、市民一人一人が努力・協力し、人権が尊重される社会を作っていく役割があることを規定しています。

（企業等の役割）

第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

【解説】

ここでの事業活動に関わる者は、従業員、顧客、取引先等影響を受ける関係者を想定しており、企業等は、事業活動に関わる全ての者の人権尊重、人権意識の高揚に努めることを規定しています。

また、企業等が社会的責任を発揮し、企業自らが社会性を持って主体的に行動していくよう、市民等の役割よりも強い表現として規定しています。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する事項

(2) 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。

【解説】

市は、人権尊重のまちづくりの推進に当たり、あらゆる人権問題に対する現状や課題を把握する中で、それぞれの人権問題解決に向けた的確な対応を行うため、人権施策に関する基本計画を策定し、基本計画に基づく必要な施策を効果的に推進することを規定しています。

市長は、基本計画を策定・変更すること、及び進捗管理等を行っていくに当たっては、第10条で規定する亀岡市人権尊重推進審議会へ意見を求めることを規定しています。

また、人権施策に取り組むためには、市、市民等、企業等がそれぞれの立場で取組を行うことはもちろんのこと、市は、国や府その他関係機関の人権施策との整合性を図り、連携を密に行える推進体制の充実に努めることを規定しています。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めなければならない。

【解説】

全ての市民等及び企業等があらゆる人権問題について、他人事ではなく自分のこととしての課題意識を持ち、それぞれの立場で人権問題の解決に向けた主体的な取組が求められているとともに、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない行動ができる実践力を培うため、市は、あらゆる機会を通じて人権教育及び啓発活動を実施していくことを規定しています。

(相談・支援体制の推進)

第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めなければならない。

【解説】

市は、あらゆる人権問題に関して、分かりやすい相談窓口の整備や適切な案内を行うとともに、相談内容に適した支援が行えるよう相談及び支援体制の推進に努めることを規定しています。

(亀岡市人権尊重推進審議会の設置)

第 10 条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 第 7 条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(2) その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。

【解説】

亀岡市人権尊重推進審議会の設置を規定しています。

審議会で調査審議する事項は次のとおりです。

(1) 人権施策に関する基本計画の策定・変更について、市長から諮問されたときの調査審議を行うとともに、基本計画に基づく取組の進捗管理及び評価を行い、市長に意見を述べること。

(2) その他、人権尊重のまちづくりを推進していくに当たり、あらゆる人権問題の解決に向けた必要な施策について、市長から諮問されたときの調査審議を行うこと。

(組織等)

第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員又は構成員
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

審議会の委員の構成、任期等を規定しています。

審議会は、委員10人以内で組織します。

委員には、人権問題に精通している識見者、関係団体から推薦された方、公募の市民等から市長が委嘱します。

任期は2年とし、再任を妨げないことを規定しています。

欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

本条で定めたこと以外で審議会の組織及び運営について必要な事項については、規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【解説】

この条例は、令和6年4月1日から効力が発生する旨規定しています。